

平成27年 6月19日

国立大学法人一橋大学

蓼 沼 宏 一 学 長

国立大学法人一橋大学 監事

伊 賀 健 一



吉 村 尚 憲



平成26年度監事監査報告書

私たちは、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、国立大学法人一橋大学（以下「大学」という。）の平成26年度の監事監査として会計監査及び業務監査を実施した。その結果について、下記のとおり報告する。

記

1. 会計監査

平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の第2期中期目標期間第5期事業年度の会計監査については、期中に財務部から月次試算表につき説明を受け、特徴ある取引について関係書類・帳票等の提示を求め、関係部署の担当者から説明を聴くなどの手続を実施して監査を行った。

会計監査人が行う監査については、まず、会計監査人から監査計画の説明を受け、意見交換する場を設けた。次いで、監査結果の概要説明を会計監査人から監事が受け意見交換した上で、会計監査人から学長に対して行う監査報告会に出席した。また、監査室が行う内部監査についても、年度当初に策定した内部監査計画、ならびに内部監査計画に基づいて行う各回の内部監査についての監査実施計画及び監査報告について、監査室から説明を受けた。

その結果、大学の第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、これらの付属明細書、国立大学法人業務実施コスト計算書について、事業報告書及び決算報告書についての法第35条で準用する独立行政法人法第38条第2項に基づく監事の意見は、次のとおりである。

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は、適正と認める。
- (2) 財務諸表について、大学の採用する会計処理の原則及び手続は、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠し、また、財務諸表の表示方法は、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる財務諸表の表示方法に準拠しているものと認められた。よって、財務諸表は大学の当年度末の財政状態及び当年度の運営状況を適正に示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 事業報告書は、当年度の運営状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 決算報告書は、大学による予算の区分に従って、当年度の決算の状況を正しく示しているものと認める。

なお、「一橋大学財務レポート2014」が財務部の編集により発刊されている。マネージメント強化や業務改善をより一層求められる中であって、具体的な数値によって大学が機関として運営状況を把握することは有意義であり、本レポートが適正な資産管理と予算執行に活用されることを期待したい。

2. ガバナンス体制の整備

ガバナンス体制を担保する内部統制については、会計監査人、監査室、研究費不正使用防止計画推進室等の関係者から整備状況、牽制・チェック体制を聴取した。

2.1 監事監査との整合性

国立大学法人は、内部統制の整備と良好な運用を求められており、監事監査、会計監査人監査のいずれにおいても重要な前提である。

監事が行う監査の方法については、大学が運用している内部統制の状況を考慮して決定した。

会計監査人は、大学が整備し運用している内部統制の状況を調査し、その結果に基づいて監査手続を慎重に決定していることを確認した。

2.2 内部統制体制の整備

平成26年度は、26年2月に文部科学省において改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の内容を踏まえて、前年度に発足した監査室において、内部統制の実施状況が着実に検証されている。

役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他当法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用は、適正に運営されているものと認める。

また、上記体制を担保する内部統制システムに係る業務方法書の変更等の取り組みその他の内部統制システムの整備及び運用は、適正と認める。

2.3 コンプライアンス及びリスクマネジメント

担当副学長の下に置かれたコンプライアンス会議において、業務リスクの洗い出しが引き続き行われ、全学の教職員を対象に研修を行うなどコンプライアンスの徹底も図っており、総じて良好であると評価する。

危機管理室会議において地震防災マニュアルが承認されるなど、危機管理体制の整備は着実に進んでいると認められる。防災訓練の実施などにより、整備した体制が実際に機能するか、大学全体で確認、検証する必要がある。

今後とも、法人としての健全な経営の重要性に鑑み、ガバナンス、内部統制、リスクマネジメント及び情報公開の更なる強化に取り組んでいただきたい。

3. 業務監査

監事が行う業務監査については、役員会及び経営協議会に出席するとともに、関係部局の幹部教職員に対する面談等による現況把握、重要な決裁書類の閲覧等を通じて実施した。

経営協議会では学外委員から多様な意見が出され活発な議論が行われており、ガバナンスの面から外部のチェック機能が有効に機能していると判断した。

平成26年度は、第2期中期目標期間の5年度目として、下記対象部局に対して年度計画の達成度合いに加え、第2期中期計画全体の中での平成26年度の位置付けを踏まえながら業務監査を実施したが、教育・研究・業務運営面いずれにおいても満足すべき達成水準にあると認められた。

【平成26年度業務監査 対象部局】

- ・ 商学研究科（イノベーション研究センターを含む。）
- ・ 国際企業戦略研究科
- ・ 学術・図書部（学術情報課）
- ・ 国際教育センター
- ・ 総務部（総務課、評価・広報課、人事課、研究・社会連携課）
- ・ 財務部（財務課、経理調達課、施設課）

上記の部局の監査において「業務工程表」が提出され、懸案事項の処理の方向性及び年間の業務計画が内容とともに時間的にも可視化されていることを確認した。

「業務行程表」は全部局で作成されているものと認識しているが、問題の明確化、効率的な業務執行に資するものであるため、今後も継続し、一層の精緻化を図ってほしい。

4. 特定監査項目

平成26年度の監事監査においては特定監査事項として、執行部と各部局とのコミュニケーションの現状と問題点を、上述3.の対象部局に対して監査した。

いずれの部局においても置かれた状況に応じて、執行部とのコミュニケーションを密に円滑に図ろうとし、執行部が示すビジョンを実現しようとしていることが認められた。

研究科・学部における教育研究活動、事務局における業務いずれにおいても、執行部の方向性等に関する情報共有体制の構築は、予算と人員に制約のある状況下にあっては引き続き重要な課題である。

また、今回の一橋大学強化プランで示された学長見解の重点項目、各施策を一つひとつ実現し、成果を出して行くためにも、執行部と各部局間の円滑なコミュニケーションは極めて重要であり、双方間の事前の情報共有、双方向の緊密なコミュニケーションはどうあるべきかについて従前にも増して注力していただきたい。

以上